

平成25年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

| | | | |
|---------------|----------------|----------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成25年11月26日(火) | 開 催 場 所 | 役場第2会議室 |
| 招 集 日 時 | 開 会 | 平成25年11月26日 午前 9時00分 | |
| 出 席 委 員 | 閉 会 | 平成25年11月26日 午前11時54分 | |
| | ① | 大 城 豊 喜 | ⑦ 田 港 朝 茂 |
| | ② | 米 須 清 和 | ⑧ 玉 城 卓 |
| | ③ | 神 谷 正 | ⑨ 金 城 輝 |
| | ④ | 金 城 一 智 | ⑩ 眞栄田 昇 |
| | ⑤ | 糸 洲 朝 秀 | ⑪ 與那嶺 満 |
| | ⑥ | 山 城 力 | |
| 欠 席 委 員 番 号 | | | |
| 議 事 録 署 名 委 員 | ① | 大 城 豊 喜 | ⑦ 田 港 朝 茂 |

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

| | |
|---------------|---|
| 議 長 (開会) | <p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成25年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は11名全員出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しています。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p> |
| 議 長 (日程第1) | <p>これより議事に入ります。(日程第1)の、書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認め、書記には桑江 恵理子(くわえ えりこ)さん、議</p> |

| | |
|--------------|--|
| | 事録署名委員には、①番 大城 豊喜（おおしろ とよき）委員、⑦番 田港 朝茂（たみなと ともしげ）委員を指名します。 |
| 議長 （日程第2） | （日程第2）会期の決定について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議長 | 異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。 |
| 議長 （日程第3） | （日程第3）諸般の報告について、事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | （諸般の報告） |
| 議長 （日程第4） | <p>議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第43号 農地法第3条許可の合意解約について 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第46号 非農地証明願いについて 議案第47号 利用権設定等申し出書の取り消し願いについて 議案第48号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第49号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日提案された議案第43号から第49号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが12件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p> |
| | （異議なしの声あり） |
| 議長 | 異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩いたします。 |
| | 休憩（現地調査） 午前 9時06分 再開 午前 11時30分 |
| 議長 | 休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第43号「農地法第3条許可の合意解約について」 |

| | |
|-----|--|
| | を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>それでは私のほうから議案第43号「農地法第3条許可の合意解約について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、3条許可の合意解約についての内容を説明)以上です。</p> |
| 議長 | ただ今、議案第43号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議長 | 議案第43号について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議長 | <p>議案第43号「農地法第3条許可の合意解約について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは私のほうから議題第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料2ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、3条申請の内容を説明)</p> <p>【別添】「3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と思われます。以上です。</p> |
| 議長 | ただ今、議案第44号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議長 | 議案第44号について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議長 | 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異 |

| | |
|-----|---|
| | <p>議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは私のほうから議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料4ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p> <p>事務局による現場確認で、申請番号1番および2番については、住宅用に供する施設が連たんした区域である第3種農地と判断しました。</p> <p>申請番号3番は、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、議案第45号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>議案第45号について異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第46号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第46号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>お手元の資料5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>申請番号1から5および7から13については、平成13年11月12日付け、沖縄県農林水産部長から各市町村農業委員会あての取り扱い要領中、非農地証明の対象とする範囲内と思われます。現地調査</p> |

| | |
|-------|---|
| | を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 |
| 議 長 | ただ今、議案第46号申請番号1から5、7から13についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見ございませんか。 |
| | (質疑なし・異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第46号1から5、7から13については、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 引き続き申請番号6の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | 申請番号6については、申請者へ聞き取りしたところ、所有者は村外に在住であり、土地の管理はしていないとのこととあります。現況は畑として利用されている形跡があると伝えたところ、親類が許可無く利用した可能性があるかと伝えてきました。 つきましては、平成13年11月12日付け、沖縄県農林水産部長から各農業委員会あての取り扱い要領中、非農地証明の対象とする範囲外と思われまます。現地調査を踏まえ農地法第2条に規定する農地または採草放牧地でないことについての可否を求めます。 |
| 議 長 | ただ今、議案第46号申請番号6についての説明が終わりましたが、確認のため暫時休憩します。 |
| | 休憩（資料確認） 午前 11時40分 再開 午前 11時44分 |
| 議 長 | それでは再開します。 議案第46号申請番号6については現地調査を踏まえ、挙手にて採決します。農地法第2条に規定する農地または採草放牧地でなく非農地証明相当であると思われ、可決に賛成の方は挙手願います。 |
| | 賛成 0人、 反対 11人 |
| 議 長 | 反対多数により、議案第46号申請番号6については否決します。 続きまして、議案第47号「利用権設定等申し出書の取り消し願 |

| | |
|-----|--|
| | について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第47号「利用権設定等申し出書の取り消し願いについて」説明いたします。</p> <p>お手元の資料6ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、利用権設定等申し出書の取り消し願いの内容を説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、議案第47号「利用権設定等申し出書の取り消し願いについて」の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>議案第47号について異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>議案第47号「利用権設定等申し出書の取り消し願いについて」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料8ページをお開き下さい。</p> <p>尚、今回は申請件数が多数あり、資料確認のため暫時休憩をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは資料確認のため、休憩いたします。</p> <p>休憩(資料確認) 午前 11時47分</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明)</p> <p>再開 午前 11時48分</p> |
| 議長 | <p>休憩前に引き続き再開します。事務局からの説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>先ほど説明しました計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま</p> |

| | | |
|-------|--|--|
| | | <p>す。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | | <p>ただ今、議案第48号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | | <p>議案第48号について異議ございませんか。</p> |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | | <p>議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第49号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | | <p>それでは、私のほうから議案第49号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料11ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、農業振興地域整備計画の内容を説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | | <p>ただ今、議案第49号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | | <p>議案第49号について異議ございませんか。</p> |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | | <p>議案第49号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> |
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|----|--|
| 議長 | これにて本日の日程はすべて終了しましたので、平成25年度第8回総会を閉会します。 |
| | |
| | |
| | 閉会時刻 午前 11時54分 |
| | |
| | 会長 米須 清和 印 |
| | 議事録署名委員 |
| | 印 |
| | 印 |
| | |
| | |